

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成30年6月25日（月）

開会 13時30分

閉会 14時21分

2 場所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 梅村和弘、

次長（育成支援・社会教育担当） 森下宏也、次長（研修担当） 山本嘉

教育総務課 課長 梶屋眞、班長 森田潤

学校防災推進監 明石須美子

学校経理・施設課 課長 池田三貴次、副参事兼課長補佐兼班長 脇光弘

高校教育課 課長 徳田嘉美、班長 萬井洋、充指導主事 水谷紀子

特別支援教育課 課長 森井博之、課長補佐兼班長 赤尾時寛、

充指導主事 加藤尚大

生徒指導課 課長 山口香、班長 風間泰人

子ども安全対策監 小林宏行

教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主任 佐野真也

社会教育・文化財保護課 課長 山本寛二、課長補佐兼班長 樋口慎也

環境生活部 文化振興課 課長 辻上浩司

美術館 副参事 松本忠

5 議案件名及び採択の結果

議案第12号 三重県立美術館協議会委員の任命について

審議結果

原案可決

6 報告題件名

報告1 大阪府北部を震源とする地震発生に伴う安全点検等の状況について

報告2 平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別
支援学校入学者選考実施日程について

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

報告4 三重県いじめ防止基本方針の改定について

報告5 平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（6月1日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第12号は人事に関する案件であるため、非公開で審議することを決定する。会議の進行は、公開の報告1から報告5の報告を受けた後、非公開の議案第12号を審議することを決定する。

・審議事項

報告1 大阪府北部を震源とする地震発生に伴う安全点検等の状況について（公開）
(榎屋教育総務課長説明)

報告1 大阪府北部を震源とする地震発生に伴う安全点検等の状況について

大阪府北部を震源とする地震発生に伴う安全点検等の状況について、別紙のとおり報告する。平成30年6月25日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長 学校経理・施設課長。

説明は、明石学校防災推進監から行います。

(明石学校防災推進監説明)

1ページをご覧ください。

大阪府北部を震源とする地震発生を受けて、平成30年6月19日付けで文部科学省通知が発出されました。これを踏まえて、県教育委員会では、市町等教育委員会及び県立学校に対し、平成30年6月20日付けで、以下のとおりブロック塀等の安全点検等の実施について要請しました。このうち、県立学校のブロック塀等の設置状況等について、各学校での調査結果等を取りまとめました。

「1 県教育委員会から市町等教育委員会及び県立学校への依頼内容」として、各市町等教育委員会及び各県立学校宛てにブロック塀等の安全点検及び通学路の安全確認を依頼し、点検結果の報告期限については、市町等教育委員会は6月29日、県立学校は6月22日としました。詳細は、別添1のとおりということで、4ページ、

5 ページが、市町等教育委員会宛の通知文書になります。6 ページ、7 ページが、文部科学省からの通知文書になります。文部科学省からの通知の内容ですが、6 ページ通知本文をご覧ください。各学校設置者におかれては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀について、平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準に基づき、耐震対策の状況及び劣化・損傷の状況に係る安全点検を行うとともに、判定基準のいずれかに該当するブロック塀等については、速やかに、注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施するというのが1点です。国土交通省告示というのは、7ページの参考のところに記載がございます。ブロック塀等の耐震対策の状況については、その告示の中で、建築基準法施行令の規定に適合しないこととなっております。ブロック塀等の劣化損傷の状況については、著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていることとなっております。

8 ページをご覧ください。建築基準法施行令の構造基準について、教育委員会でもまとめた表を付けさせていただいています。

6 ページにお戻りください。文部科学省通知文の本文4段落目でございます。2つ目の事項としまして、各学校においては、「学校防災マニュアル作成の手引き」において「地震による揺れを感じたら、周囲の状況を十分に確認して「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる。ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールなどにも注意が必要」とされていることを踏まえ、改めて通学路を確認し、地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守ったり、迅速に避難できるよう、指導を徹底するという2項目が依頼されています。

また、1ページの1ですが、県教育委員会から市町教育委員会及び県立学校へ依頼をした具体の点検調査内容は、以下のとおりです。「(1)学校におけるブロック塀等の安全点検について」①平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている判定基準により、ブロック塀等の耐震対策の状況について点検を実施する。②目視、下げ振り等により、ブロック塀等に著しいひび割れや破損、傾斜が生じていないかを確認する。この1点を依頼しております。

「(2)通学路の安全確認について」「学校防災マニュアル作成の手引き」を参考に、以下により通学路の安全確認等を実施する。①通学路において地震発生時に倒壊や落下等のおそれがある塀や壁、建物等がないか点検を行う。②通学路の確認結果について、児童生徒等や家庭や自治会、学校安全のボランティア団体と共有を行う。③地震が起きた際に児童生徒等が自分自身の判断で身を守り迅速に避難できるよう、指導を徹底するというを依頼させていただきました。

(池田学校経理・施設課長説明)

引き続き、ご説明させていただきます。

「2 県立学校のブロック塀等の設置状況と今後の対応について」(1)設置状況でございますが、県立学校70校中、33校67カ所にブロック塀等がございました。詳細については、別添2の15ページ、16ページをご覧ください。こちらのほうに学校別に整理をさせていただいております。

1 ページにお戻りいただきまして、(2) 耐震対策の状況に係る調査でございます。

①調査方法ですが、各県立学校において、建築基準法施行令におけるブロック塀等の構造基準を充たしているかについて、高さ等の測定や設定図書（図面等）による点検を行いました。その中には、高さの測定方法などが不明確なブロック塀等、例えば、左右で地盤の高さが異なるもの、坂道に設置されているもの、基礎がコンクリートなどで高められているものなどもあります。また、モルタル吹付の壁や体育館の出入口階段の手すりを施した壁のように、ブロック塀として扱うべきかどうかなどの事例もございます。これらを含め、今後、一級建築士、二級建築士等の有資格者による詳細調査が必要なものもあります。基礎、鉄筋は設計図書（図面等）で確認する必要がありますが、設計図書がない場合には、基礎を掘ったりブロック塀の一部を壊したりして直接確認する必要があります。以下は、今回の学校での調査結果を取りまとめたものであり、今後の詳細調査で件数が変更となる可能性がございます。

②調査結果のア) 高さ、壁の厚さ、控え壁です。各学校で測定し、現時点で構造基準を充たしていないと分類したブロック塀等は31校57箇所でした。内訳といたしまして、高さが11校11箇所、壁の厚さが8校8箇所、控え壁が31校57箇所でした。

イ) のうち基礎につきましては、基準を充たしていることが図面で確認できたものが2校2箇所、設計図書がないため、基準を充たすかどうか確認できないもの33校65箇所、基準を充たしていないことが確認できたものはございませんでした。

次に、鉄筋です。基準を充たしていることが図面で確認できたもの2校2箇所、設計図書がないため基準を充たすかどうか確認できないもの31校56箇所、基準を充たしていないことが確認できたものはございませんでした。高さ、壁の厚さ、控え壁、基礎、鉄筋のすべての基準を充たしていると区分できるものは、1校1箇所でした。

(3) 劣化・損傷の状況です。各学校で目視により点検した結果、ひび割れや破損等が確認されたブロック塀等は16校28箇所ありました。全ての箇所が上記(2)②アの基準を満たさないブロック塀等に含まれております。

(4) 今後の対応でございますが、①注意喚起による安全確保ということで、今回の点検により基準を充たしていないブロック塀等と今後、詳細調査を要するブロック塀等については、その形状や設置場所、周囲の状況等に応じて、注意表示やロープ、コーン、バリケードなどにより児童生徒等が近づかないよう、各学校において注意喚起を行います。

②詳細調査の実施です。ア) 高さ等の確認。高さの測定方法などが不明確なブロック塀等や、控え壁の形状の確認が必要なものなどについては、現地で有資格者による調査を行います。また、劣化、損傷等について、専門家の視点で確認を行います。

イ) ブロック塀等に該当するか否かの確認。門に接続して設置されているモルタル吹付の壁や、体育館の出入口階段の壁については、その構造がブロック塀に該当するか否かについて、業者への委託やその他の確認方法を検討いたします。

ウ) 基礎と鉄筋。設計図書のないブロック塀等は、基礎の掘削や塀の一部を壊しての確認が必要になりますが、上記ア)、イ) の結果を踏まえて、業者委託の必要性を

検討いたします。

③基準を充たさないブロック塀等の対応です。今回の調査で高さの基準を充たさないなどが明らかになったブロック塀等や今後の詳細調査で基準を充たさないことが明らかになったブロック塀等については、撤去とフェンスの設置など必要な代替措置を検討し、対応を行うことといたします。

「3 市町等教育委員会の調査結果への対応について」公立小中学校及び幼稚園の安全点検調査の結果については、その内容を確認し、取りまとめ次第、公表を行います。調査の結果、判定基準のいずれかに該当するブロック塀等があった場合は、速やかに注意喚起を行うとともに、撤去・補修・改修などの必要な安全対策を講じるよう、市町等教育委員会に要請します。また、7月6日に予定している市町等教育長会議において、今回の安全点検の状況や市町等教育委員会での防災教育の取組について、意見交換を行い、効果的な取組を共有します。

説明は、以上でございます。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

岩崎委員

まずは、31校57箇所、対象があるということによろしいんですね。それで、詳細調査をこれから実施されるということですが、大体いつごろまでにという目途はあるのでしょうか。

学校経理・施設課長

再調査につきましては、県土整備部や関係機関と協力して早急に取りかかりたいと考えております。

副教育長

詳細調査というのも何点か種類があるんですが、15ページをご覧くださいますと、上のところの4番の建築基準法施行令の点検結果ということで、高さ、厚さ、控壁のところ、先ほどの説明と若干重複しますが、高さも左右で高低差が違ったり、あるいは、坂道のところに設置されていたり、下にコンクリートで基礎があったり、そういった場合に、どこから計るべきかというのが、なかなか建築基準法に照らしても難しいところがあったり、それに応じて控壁もどいった形状のものとかということがございます。

まずは、県のほうから学校に対しては、危険度が高いだろうと思われるところを計るということを伝えておるわけですが、そういった部分については、有資格者による点検が必要とされておりますので、教育委員会の中には、そういった職員がいませんので、県土整備部と協議をして、安全にかかわる話ですので、できるだけ早いうちに詳細調査を対応させていただきたいと思っております。

場合によっては、ここに書いてございます基礎とか鉄筋、先ほど、基礎については、礎工30センチという基準がございます。それは図面がなかったら、現地を掘るしかわからないので、それは、どのブロックが必要か、もし高さで基準に反していたら、

そこまでしなくても違反となりますので、高さや厚さ、控壁は大丈夫だけれども、そこを確認する必要があるという部分を、もう一回きちっと整理をして、その場合によっては業者対応ということも必要になってくるんですが、今、早急にそのあたりの整理をして、スケジュールを固めているという状況でございます。

森脇委員

これまでの点検の状況というのは、どういうふうになっているのか、それで、そこで安全がどのように確認されてきているのかという、今回の地震を受けた点検を進めていると思うんですが、これまでの状況を少し教えていただければと思います。

学校経理・施設課長

これまで県立学校全ての学校でございますが、建築基準法に基づく定期点検を実施しておりまして、これは3年以内ごとに実施するように規定されています。三重県では県立学校を3グループに分けまして、1年ごとに1グループずつ実施することで、3年ごとに点検を行うという形を採っております。

森脇委員

そこでは安全が確認されてきている、あるいは、問題になった箇所はなかったということでしょうか。

副教育長

今、課長が申し上げましたように、平成27年度から県立学校については、法定点検が必要になるということになりました。その法定点検は項目がすごく多く、地盤とか擁壁、基礎、屋根、外壁、内部も含めて、そこには、委員からご指摘のブロック塀についても、項目としてはございます。

ですので、県の教育委員会としては、専門業者とか、資格者を有する業者に委託発注をしているわけですが、そこにおいては、そういった部分も入れているわけですが、今回、こういった点検結果で上がってきた部分までは、今までの3年間のところでは、点検結果の報告を受けるんですが、上がっていなかったということです。

森脇委員

今のところ、基準を充たしていないことが確認できたものはないということですが、基準を充たしていないということが、もし確認された場合には、どのような措置を採るといことまでは、まだ決めていないのか。それとも、こういう方向性で考えているということがあるのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

学校経理・施設課長

基準を充たさないものが判明した場合には、その補修あるいは補強、改修、撤去、さまざまな手法がございますので、どれが一番適した手法であるかを検討のうえ、対応したいと考えております。

副教育長

補足をさせていただきますと、高さという観点で見たときに、どの基点というか、一番下をどこにするかということで、例えば2.2メートルとなるときに、それを充たしているのかどうかというのが、計測上、難しいものもあるわけですが、それより少し超えている塀というのもありますので、それについては、適合していないということが、今の時点でも言わざるを得ないかと思うんですが、それらにつきましては、

基準を超えて存在というのは基本的にできないということになると思いますので、撤去が基本かと考えております。

今日も学校が当然ありますので、先ほどもありましたが、状況を伝えて、注意の表示とか、コーンを置いたりするということで、現時点での安全管理を徹底しているところでございます。

森脇委員

文科省からの通知も6ページにありますが、地震の揺れを感じたら、こういうふうにしなさいという通知があって、それが防災訓練等で徹底されているかどうかということも、一方で大事なと思うんですが、そのあたりの徹底については、どういうふうにご検討されているのでしょうか。

学校防災推進監

県の教育委員会では「防災ノート」という防災教育の教材をつくっております。その小学校低学年版、高学年版、中学生版、高校生版、それぞれのところで、それぞれの発達段階に応じた通学路上での安全について、自分たちの身を守るということの学習をする教材を提供しています。それらを使って、それぞれ学校で取り組んでもらっています。その防災ノートというのは教材ですが、それ以外にもタウンウォッチングということで、通学路や学校の周辺を子どもたちの目で見回って、危ないところや、逆に安全なところ、災害時に役に立つもの、そういうような視点で町を見て、防災マップにまとめるという活動も行っております。

森脇委員

わかりました。

副教育長

さっきの資料にもありましたが、今度、7月6日に市町等教育長会議もございますので、市町の調査結果というのは、まだとりまとめできていないのですが、そのあたりの情報共有と、今、委員がおっしゃった大地震のときの登下校中の今回のようなことも含めて、防災訓練とか教材を活用した活動をしていただいているのですが、より工夫した取組というのもあると思いますので、そういうのもしっかり情報共有して、今後、効果的に防災教育が実質的になされるように取り組んでいきたいと思っております。

岩崎委員

今回、本当に悲しいことに、お子さんが一人亡くなられた。それから、見守りの活動をしていたお年寄りも一人亡くなられていて、本当にボランティアにいろいろやろうとしていた人が犠牲になったのは、本当に悲しい思いです。

今回の地震のときにとっさに思い出したのが、何年前に行った、この前も2回目行きましたが、大紀町の学校の避難訓練を見に行ったときに、実際、子どもたちは、そのときには帰宅時に地震が起こったらどうするかという想定で、錦小学校での避難訓練を見せてもらったのですが、そのときに徹底しているなと思ったのは、防災頭巾を頭に被って、そして、まずグラツときたら、道路の真ん中にそこでしゃがむと。要するにブロック塀であるとか電柱であるとか、そういうものが倒れてこないような道路の真ん中にまずしゃがむというのが徹底されていて、それがまさに今回の直下型で来たら難しいかもわからないですが、身の守り方なんだなと思っていて、そういう訓

練の重要性はすごくあるだろうと思ったんですが。ただ、県立の場合に、特別支援も含めてですが、高校生の訓練というのは、どこまでこれから徹底してできるのかというのが、徹底してやらなければいけません、それはぜひお願いしておきたいというのが1点。

それから、これは名張とか伊賀とか松阪とか伊勢とか、いわゆる「まちづくり協議会」が校区単位ぐらいにできているところは、大体、最初にやるのは、防災の計画づくりで、そういうときにタウンウォッチングとかを地域の住民の皆さんと一緒にやっていて、そして、小中学校は避難所になったりする場合が多いので、安全確認というのは、多分、どの地域でも大体やっているんですよ。ただ、それがもう10年ぐらい経っている可能性があるから、今回を契機に、もう一度地域の防災計画、タウンウォッチングというのをもう一回やり直すというようなことも考えておかないといけないかなとは思っています。

それとともに、この10年で全く状況が違ってきたのが、倒壊の可能性のあるような空き家が避難所になる小中学校への通路を塞ぐとか、それから、救援物資を入れてくる通路に空き家が倒壊していく可能性があったりするので、これは空き家対策とも連動した、ブロック塀に限らず、安全の確認が、これも多分10年前とは全く違う状況になっているということも、何らかの形でそれぞれの地域で防災の自己点検のときには注意しておいてほしいと思います。

副教育長

防災訓練の取組ということで、おっしゃっていただいたように、高校だけで取り組むというのが今まではあったわけですが、学校によっては、例えば、南伊勢高校とか、水産高校とか、木本高校とか、四日市農芸高校とかもかつてやっていたんですが、地域の周辺の小学校とともに逃げる訓練をしたり、あるいは、地域の防災訓練のときに、高校生も参画をさせていただいたりということで、地域にある県立学校ということで、聾学校とかもそうです、さまざま工夫を凝らしていますので、県のほうも、防災の県立学校での取組ということで、夏ぐらいに訪問して、いろんな意見交換をしますので、今いただいたご意見も踏まえて、そういうのをできるだけ広げていくような取組をしていきたいと思っています。

岩崎委員

お願いします。

教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告2 平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について (公開)

(徳田高校教育課長説明)

報告2 平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学

校入学者選考実施日程について

平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について、別紙のとおり報告する。平成30年6月25日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長 特別支援教育課長。

入学者選抜の実施日程につきましては、中学校、高等学校が、翌年の年間計画を立てる必要があることから、毎年2月に前期選抜と後期選抜の検査日、合格発表日を予定として公表しております。

今回、入学願書の受付期間など全ての平成31年度の選抜日程を策定いたしましたので、報告します。

資料1ページをご覧ください。

高等学校につきまして、前期選抜は2月7日、8日において、そのいずれか一日又は両日につきまして、前期選抜を実施いたします。連携型中高一貫教育に係る選抜、スポーツ特別枠選抜の検査、過年度生を対象とした特別選抜も合わせて実施いたします。2月13日には、前期選抜等を病気等で欠席した者のために追加検査を実施いたします。2月15日には合格内定者に通知を行います。

後期選抜につきましては、3月11日に検査を実施し、3月18日に合格者の発表を行います。3月22日には、後期選抜を病気等で欠席した者のための追検査と、合格者数が入学定員に満たなかった高等学校で再募集の検査を実施いたします。再募集後、合格者が入学定員に満たなかった夜間定時制課程では、3月28日に追加募集の検査を行います。その後、通信制課程においては、再募集の検査を4月2日に実施いたします。

平成31年度高等学校入学者選抜に関する日程については、以上です。

(森井特別支援教育課長説明)

資料の下の部分になります。平成31年度三重県立特別支援学校入学者選考実施日程をご覧ください。特別支援学校の入学者選考については、選考日を2回設定しております。選考日につきましては、高等学校の前期選抜、後期選抜と合わせて実施いたします。出願期間は、1月28日(月)から1月31日(木)とし、2月8日(金)に選考を行います。合格者の発表は2月14日(木)でございます。

再募集につきましては、出願期間を2月22日(金)から2月26日(火)とし、3月11日(月)に選考を行います。合格者の発表は3月13日(水)でございます。

県立特別支援学校へ受検の希望がある生徒は、入学願書受付締切日前の1月30日(水)までに、出願を希望する学校において、必ず教育相談を受けることとしています。教育相談は、特別支援学校が生徒の実態把握を行うとともに、保護者や生徒が授業の様子を見て、特別支援学校の授業等について理解を深めてもらうことが目的です。

以上が、平成31年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する－

・審議事項

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について (公開)

(山口生徒指導課長説明)

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、別紙のとおり報告する。平成30年6月25日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

説明は、小林子ども安全対策監から行います。

(小林子ども安全対策監説明)

それでは、1ページをご覧ください。三重県いじめ問題対策連絡協議会委員につきましては、本年4月の教育委員会定例会において、人事異動に伴う委員3名の交替について、ご報告をさせていただいたところです。今回は委員の任期が本年6月30日で満了になることから、次期委員の任命を行うものです。

3ページをご覧ください。上段がいじめ防止対策推進法、中段が県のいじめ防止基本方針の抜粋から、下線部分をご覧くださいますと、本協議会を構成する各機関、団体が示されております。そして、下段にありますように、本協議会設置条例をご覧くださいますと、第3条に委員は15人以内で組織するとなっており、現在、14人の委員で構成をしております。第4条の2項では、委員の任期は1年、3項では再任可となっております。

2ページにお戻りください。これらの法や基本方針などに基づきまして、委員を構成する各機関、団体に委員の推薦を依頼しましたところ、一覧のとおり、ご推薦をいただいたところです。名簿の一番上の学識経験者につきましては、現委員である鈴鹿医療科学大学教授の藤原正範教授が、三重県いじめ防止条例、いじめ防止基本方針の策定にもかかわっていただいているところですので、いじめに関する見識が高いことから、引き続き、委員をお願いしたいと考えております。

今回は三重弁護士会、市町教育長会から新しい委員として伊藤仁様、笹原秀夫様をご推薦いただいているところです。それ以外の機関、団体からは、再任という状況になっております。

今後、会議は年2回開催をしていくこととしております。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

－全委員が本報告を了承する－

・審議事項

報告4 三重県いじめ防止基本方針の改定について (公開)

(山口生徒指導課長説明)

報告4 三重県いじめ防止基本方針の改定について

三重県いじめ防止基方針の改定について、別紙のとおり報告する。平成30年6月25日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長

説明は、小林子ども安全対策監から行います。

(小林子ども安全対策監説明)

1ページをご覧ください。いじめ防止基本方針の改定についてですが、29年3月に国の基本方針が改定されています。それから、この4月に三重県いじめ防止条例が施行されましたので、三重県いじめ防止条例の基本理念にのっとり、県、学校の設置者、学校及び学校の教職員の責務、いじめ防止等のための基本的な施策等に基づいた内容とするため、今回、改定することとします。「1 改定の背景」ということで、①、②、③については、これまでの国や県の動きとして示しております。先ほど申し上げたように、④が国の方針が変わってきたという29年3月のものです。⑤がこの4月に条例が施行されたということになります。

基本的な考え方としましては、現県の方針は、国の方針に基づいて、以下の項目で構成されております。いじめの防止等のための基本的な方向、定義、理解、基本的な考え方、県が実施する施策、学校が実施する施策、重大事態への対処、市町教育委員会との連携及び支援となっております。本年4月に施行した条例には基本理念や基本的な施策は示しているため、平成29年3月に改定された国の方針に示されている内容等を中心に示していく予定でございます。

「3 今後の進め方」です。条例で設置されております、三重県いじめ問題対策連絡協議会と三重県いじめ対策審議会などで協議をして、改定作業を進めていきたいということと、関係団体にも意見聴取をして、さまざまな立場の方の意見を聴きながら改定をしていきたいと思っております。いじめ問題対策連絡協議会については、8月、11月の2回会議を開催していきたいと考えております。

めくっていただきまして2ページをご覧ください。いじめ対策審議会については、11月の1回の会議で協議をしていきたいと思っております。10月頃に市町教育委員会であるとかPTA関係団体等に意見聴取をしていきたいと考えておりまして、1月末の改定を目途に作業を進めていきたいと考えております。

説明は、以上です。よろしく願いいたします。

【質疑】

教育長

報告4については、いかがでしょうか。

岩崎委員

29年の3月に改定された国の方針で、今の県の方針の中で特に充実とかを考えていかなければいけない項目というのは、どういうところがありますか。

子ども安全対策監

まず1つ、いじめの定義の中で、これまではけんかやふざけ合いについては、除外

するというようなことが言われていましたが、この部分について、児童生徒の感じる被害性に着目して、けんかやふざけ合いであっても、いじめについて判断をしていくというのが1つです。

それから、いじめの解消要件というのが示されまして、1点は、いじめの行為がやんでいる状態が相当期間継続している。おおよそ3カ月程度と言われています。もう1点は、被害者が心身の苦痛を感じていないということが認められるということで、本人や保護者の面談等をとおして確認をするというような要件が付いておりますので、そういったことを含めて方針のほうに記載していく必要があると考えています。

教育長

ほかにいかがですか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告5 平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について (公開) (早川教職員課長説明)

報告5 平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

平成31年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について、別紙のとおり報告する。平成30年6月25日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページから3ページの部分について説明をさせていただきます。まず、1ページでございます。平成30年度、今年度を実施する教員採用選考試験の申込状況のご報告をさせていただきます。本年度の申込状況は、一番左側の数字の入っている列、校種別に小・中・高・特別支援・養護教諭・栄養教諭の下に合計欄がありまして、今年度の申込みは、2,940名でございます。昨年度は、そこから右に3つ行っていたいただきまして3,125名です。増減は185名の減でございます。パーセントでいうと、約6%の減となります。

減になった状況の一つとしては、例えば、高等学校で昨年実施したが、今年度は実施していない教科・科目、公民とか商業とかがございまして、そこにかかわる減が約55名分、あとは学生の応募が減っているというのも理由の一つと考えられます。

2ページをご覧ください。2ページは、本年度から採用の校種だけでなく、校種、教科、科目ごとに募集の採用見込数を要項に掲載してありますので、その採用見込数、例えば中学校国語、約11名に対して何名の申込者があったかというのを、その区分ごとに表にさせていただいたものでございます。倍率の高いものとしましては、中学校社会、高等学校地理歴史、高等学校保健体育等は20倍を超えています。

3ページをご覧ください。3ページは、過去10年間の実施状況です。31年度は申込者数のみしか入っていませんが、例えば30年度を見ると、小学校で1,045人の申込みがあって、実際受けられたのは965人で、二次で合格したのが252人というふうに読んでいただければと思います。これは、過去の受験の状況でございます。これらの情報につきましては、ここでご報告させていただいた後、ホームページに掲載させていただきます。

以上でございます。

【質疑】

教育長

それでは、報告5については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

議案第12号 三重県立美術館協議会委員の任命について（非公開）

山本社会教育・文化財保護課長および辻上環境生活部文化振興課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。